

令和5年度第12回あわらし農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年3月26日（火）午後1時30分から2時17分まで

2. 開催場所 あわらし市役所 3階 全員協議会室

3. 出席委員（11人）

会長	12番	丸谷	浩二
会長職務代理	2番	藤野	雄次
委員	3番	北田	和彦
	4番	糠山	秀雄
	5番	舘	邦夫
	6番	松井	成樹
	7番	三上	将治
	8番	宮腰	茂雄
	9番	谷川	聡志
	10番	長谷川	太佑
	11番	林	恵子

4. 欠席委員（3人）

1番	川端	伸造
13番	北	廣見
14番	朝倉	雪

5. 議事日程

第1	開会
第2	会長挨拶
第3	業務報告
第4	議事録署名人の指名
第5	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第3号 現況証明願について
	議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について
	報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について
	報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について
第6	その他

(1) 4月の農業委員会定例総会開催予定について

(2) その他

第7 閉会

6. 事務局 局長補佐 高嶋 良子
主査 松村 邦弘
主事 後藤 夕子

7. 会議の概要

◇ 開会宣言

事務局： 皆様、お疲れさまでございます。定刻より少し早いですが、全員おそろいですので、ただいまよりあわら市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。

本日、山本事務局長は、会議出張のため定例総会を欠席いたします。

総会の開催に当たり、丸谷会長からご挨拶をいただきます。

◇ 会長挨拶

【会長 挨拶】

◇ 定足数の確認

事務局： それでは、本日の出席状況をご報告いたします。委員総数24名中、本日の出席委員は19名でございます。なお、1番川端委員、13番北委員、14番朝倉委員、推進委員の辻下委員、深川委員から欠席の届出がございました。したがって、委員総数の過半数のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立していることをご報告申し上げます。

◇ 業務報告

事務局： 続きまして、日程第3「業務報告」を申し上げます。

【業務報告の朗読及び説明】

それでは、ここからの進行につきましては丸谷会長、お願いいたします。

◇ 議事録署名人の指名

議長： それでは、日程第4「議事録署名人の指名」を行います。本日の議事録署名人は、2番藤野職務代理人、3番北田委員の両名にお願いいたします。

◇ 議 事

議長： 日程第5、議事に入ります。

◇ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長： 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご説明いたします。2ページにお進みください。

今回、2件の申請がございました。

番号1番につきましては、譲渡人は京都府京都市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。譲受人は東山にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。〇〇〇〇さんの耕作人員は1名、申請農地は東山地係5筆の合計2,347㎡でございます。売買による所有権の移転でございます。3ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま

す。番号2番につきましては、申請人は福井市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請農地は北潟地係の畑2筆で、地上権の設定でございます。こちらは、営農型太陽光発電を設置している農地でありまして、今回、更新のため、再度の設定を行うものでございます。詳細につきましては、5条案件にて説明させていただきます。

以上で説明を終わります。

議長： それでは、地区担当の説明を求めます。まず番号1番につきましては、13番北委員ですが、本日欠席のため、先ほどの事務局の説明に代えさせていただきます。

次に、番号2番については、再設定ですので地区担当の説明はありません。

それでは、これらの案件について、ご質問はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

質問がないようですので、採決に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。よって、許可相当と認めます。

◇ 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長： 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局： では、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご説明させていただきます。5ページをご覧ください。

今回、案件としては3件の申請がございました。

番号1番につきましては、3年前に許可を受けた土地の更新申請となります。貸付人は福井市にお住まいの〇〇〇〇さん、借受人は〇〇〇〇でございます。申請の土地につきましては北潟地係の2筆で、登記地目は畑、面積は合計で78.56㎡でございます。こちらの面積は、営農型太陽光発電の支柱部分及び変電設備の面積となります。こちら、申請地の位置図付近図は6ページとなります。用途につきましては営農型太陽光発電でございます。事由につきましては、借受人は不動産業を営む法人であり、当該地の上部に太陽光発電設備を設置したいとのことでございます。施設の計画図につきましては、7ページから9ページ。各農地での営農計画につきましては、10ページから13ページをご覧ください。権利の種類につきましては、使用貸借権の設定で、こちらの農地区分につきましては、農振農用地でございます。農振農用地につきましては、原則転用ができないとなっておりますが、一時転用ということで、例外的に転用が可能と判断されるものでございます。

続きまして、番号2番につきましては、貸付人は市姫二丁目にお住まいの〇〇〇〇〇さん、借受人は坂井市の〇〇〇〇でございます。申請の土地につきましては、市姫三丁目地係の1筆で、登記地目は田、面積は907㎡でございます。申請地の位置図付近図は14ページとなります。用途につきましては駐車場でございます。事由につきましては、借受人は貸借権を設定し、申請地に駐車場を整備したいとのことでございます。施設の計画図につきましては15ページをご覧ください。権利の種類につきましては貸借権の設定で、こちらの農地区分につきましては、都市計画法上の用途区域内の農地ということで第3種農地でございます。第3種農地につきましては、原則転用が可能となっております。

続きまして、番号3番につきましては、貸付人は市姫四丁目にお住まいの〇〇〇〇〇さん、借受人は市姫四丁目にお住まいの〇〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては、市姫四丁目地係の1筆で、登記地目は田、面積は331㎡でございます。申請地の位置図付近図は16ページとなります。用途につきましては個人用住宅でございます。事由につきましては、借受人は使用貸借権を設定し、申請地に個人用住宅を整備したいとのことでございます。施設の計画図につきましては、17ページ、18ページをご覧ください。権利の種類につきましては使用貸借権の設定で、こちらの農地区分につきましては、都市計画法上の用途区域内の農地ということで第3種農地でございます。第3種農地につきましては、原則転用が可能となっております。

以上で説明を終わります。

議長： それでは、地区担当の説明を求めます。番号1番について、10番長谷川委員、お願いいたします。

- 10 番： 事務局の説明どおり、何も問題はないと思われます。
以上です。
- 議 長： 次に、番号2番について、5番館委員、お願いいたします。
- 5 番： 事務局の説明にありましたように、もう既にできている〇〇〇〇の西にずっと田んぼとして存在していたんですけども、これを駐車場としたいということで特に問題ないと考えます。
- 議 長： 次に、番号3番について、同じく5番館委員、お願いいたします。
- 5 番： 場所は16ページの地図にありますように、ここの近くの、そのセブンイレブンのコンビニのちょっと東側にある場所なんですけれども、貸付人は父で借受人は息子さんという関係ですが、ここも周りは全部住宅地になっておりますので、特に問題はないというふうに考えます。
以上です。
- 議 長： ありがとうございます。
次に、本件について現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して、2番藤野職務代理者に調査結果の報告をお願いいたします。
- 2 番： 先ほど2階の事務所で写真を見て説明を受けました。1番に関しては更新ということで特に問題はないと思います。2番、3番も同様に事務局の説明どおりで問題はないと思われます。
以上です。
- 議 長： ありがとうございます。
それでは、これらの案件につきまして、ご質問はありませんか。
- 5 番： 1番なんですけども、面積のところ、例えば、1筆は2,520のうち26.45㎡、もう1筆は6,740のうち52.11と、合計78.56㎡しか使用しないみたいな記載になっているんですけども、実際はこの説明図見ると、太陽光パネルはほとんど全部の土地を覆っているように見えるんですけども、どうしてこんだけの面積が78.56しか記載されていないのかと。ひょっとすると、足場だけの面積を言っているのかなという気がしたんでちょっと質問させていただきます。

事務局：こちら、5条のほうに記載されています78.56㎡という面積。こちらは、太陽光発電の支柱部分及び変電設備の面積のみとなります。パネルが畑全部覆っているような形にはなっていますが、こちら、下のところで一応営農を行うことができる営農型太陽光発電ということで、一応畑としてみなしています。そのため、先ほど3条のほうでもこれ上がっていましたが、パネルの部分に関しましては地上権の設定ということで、一応許可を得る案件となっております。

5 番：確認ですが、太陽光パネルの下は、一応作物ができるという解釈なんですか。

事務局：一応できるようになっています。今回、この〇〇〇〇さんはソバを作付することになっておりまして、営農型太陽光発電というのは設置するに当たって条件がありまして、その地域の平均的な収穫量の8割以上を達成していないといけません。もうこれを設置する条件として、〇〇〇〇さんの場合8割以上、毎年ソバを収穫することが条件となっております。これまでも、つい最近だと令和2年度に更新の許可を得ていますが、8割以上満たしているということで耕作は続けられているかなと思います。

5 番：かなり日当たりというのは悪いような気がするんですけど、それでもちゃんとそこは育つんですか。

事務局：8ページや9ページのこの設備の図面見ていただくと、パネルがちょっと斜めになって設置されていまして、この隙間から一応太陽光が時間帯によっては差し込むようになっていきます。太陽光を十分に浴びることができるように、その下部農地のほうも耕作のほうをされています。

議長：よろしいですか。

これ、更新やる以前もこういう形で申請をされているわけですね。収量なんかの確認はどうしているんですか。

事務局：令和2年度にも一度、更新申請されていまして、収量に関しましては毎年報告書を農業委員会のほうに出していただいて、それで確認のほうをしています。

議長：すると、8割以上は超えているということですか。

事務局：令和4年度、令和5年度につきましては8割以上を超えていまして、令和3年度

が地域の反収の5割程度しかなかったんですけれども、理由としましては、長雨が続いて発芽率が悪かったためちょっと満たせなかったと。その後、土壤改良などを行って、一応8割以上超えられるような環境に整備したということで、4年度、5年度は特に問題なかった状況です。

議 長： その資料はあるんですね。

事 務 局： 提出していただいた資料はありますけれども、今ここにはちょっと添付していないですね。

議 長： 分かりました。

ほかに質問はございませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ないようですので、採決に入ります。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、県に進達するものといたします。

◇ 議案第3号 現況証明願について

議 長： 次に、議案第3号「現況証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局： それでは、議案第3号「現況証明願について」、ご説明させていただきます。20ページをご覧ください。

今回、案件としては1件の申請がございました。

番号1番につきましては、申請人は下金屋にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては牛ノ谷地係の1筆で、面積は95㎡、登記地目は畑、現況は非農地でございます。申請地の位置図付近図は21ページになります。事由につきましては、申請地は昭和9年頃までは畑として利用されていましたが、同年に農家作業所が建築され、以後宅地として利用され、現在に至っているとのことで、今回地目変更したいとのことでございます。

以上で説明を終わります。

議 長： ありがとうございます。

本件につきまして、本日調査を行っておりますので、調査委員を代表して、2番藤野職務代理者に調査結果の報告をお願いいたします。

2 番： この件についても、写真で現地説明を受けました。特に問題がないように思われます。

議長： ありがとうございます。それでは、本件につきまして、ご質問はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ないようですので、採決に入ります。議案第3号「現況証明願について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、承認することといたします。

◇ 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

議長： 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、議案第4号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について」、ご説明いたします。22ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、あわら市から別添のとおり農用地利用集積計画が提出されましたので、その決定を求めます。

23ページにお進みください。公告予定日につきましては令和6年3月29日金曜日でございます。借手は5名、貸手は8名でございます。利用権設定面積は、賃貸借が28筆、4万8,956㎡でございます。期間別内訳は、4年・5年・6年の田が13筆、2万3,339㎡、10年の田が14筆、2万4,703㎡、畑が1筆、914㎡でございます。

24ページにお進みください。集落別内訳については、北の田が4筆、伊井の田が8筆、中川の田が4筆、東田中の田が1筆、清王の田が4筆、畑が1筆、山十楽の田が1筆、桑原の田が4筆、指中の田が1筆でございます。利用権の移転、所有権移転につきましては、案件がございませんでした。

25ページにお進みください。集積計画の決定についてでございます。

1番につきましては、借受人は北野の〇〇〇〇でございます。北の田4筆でございます。利用目的はソバ、麦で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万3,000円でございます。期間につきましては、令和6年3月31日から令和11年3月31日まででございます。再設定でございます。

2番から4番につきましては、借受人は清間の〇〇〇〇でございます。伊井の田8筆、中川の田4筆、東田中の田1筆でございます。利用目的は水稻で賃借権の設定、10a当たり賃借料は、2番が1万6,000円、3番が1万円、4番が9,600円でご

ございます。期間につきましては、令和6年4月1日から令和16年3月31日でございます。再設定でございます。

5番と6番につきましては、借受人は山室の〇〇〇〇でございます。清王の田が4筆、山十楽の田が1筆、桑原の田が4筆でございます。利用目的は水稲で賃借権の設定、10a当たり賃借料は市平均賃借料でございます。期間につきましては令和6年4月1日から令和11年3月31日まででございます。再設定でございます。

7番につきましては、借受人は細呂木の〇〇〇〇でございます。指中の田が1筆でございます。利用目的は水稲で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和6年4月1日から令和16年3月31日まででございます。再設定でございます。

8番につきましては、借受人は坂井市丸岡町にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。清王の畑が1筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和6年4月1日から令和16年3月31日まででございます。再設定でございます。

これら全ての農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法に規定された要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議長： 本案につきまして、ご質問はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、採決に入ります。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、決定することといたします。

◇ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

議長： 次に、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」、ご説明いたします。27ページをご覧ください。

今回、16件の届出がございました。全て相続による所有権の移転でございます。

1番の届出につきましては、北野の田5筆でございます。権利取得者は北野にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。北野の田3筆については、〇〇〇〇が耕作するとのことでございます。

2番の届出につきましては、伊井の田4筆、畑1筆でございます。権利取得者は伊井にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和2年5月20日でございます。

3番の届出につきましては、大溝一丁目の畑2筆、南金津の田1筆でございます。権利取得者は市姫四丁目にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和5年10月24日で、南金津の田1筆につきましては、〇〇〇〇が耕作するとのことでございます。

4番の届出につきましては、中浜の田4筆、畑3筆でございます。権利取得者は中浜にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和6年2月4日でございます。田4筆につきましては、〇〇〇〇が耕作するとのことでございます。

5番の届出につきましては、二面2丁目の畑1筆、二面の田2筆、畑1筆でございます。権利取得者は二面2丁目にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は平成26年2月13日でございます。二面の田2筆につきましては、〇〇〇〇が耕作するとのことでございます。

6番の届出につきましては、菅野の田1筆、山室の田2筆、畑9筆でございます。権利取得者は山室にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和5年8月21日で、菅野の田、山室の田につきましては、〇〇〇〇が耕作するとのことでございます。

7番の届出につきましては、河原井手の田2筆でございます。権利取得者は清王にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和6年2月27日で、2筆とも、〇〇〇〇が耕作するとのことでございます。

8番と9番の届出につきましては、北金津の田6筆、畑4筆、花乃杜三丁目の畑3筆、花乃杜五丁目の畑4筆、井江葎の田1筆でございます。権利取得者は花乃杜五丁目にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は、8番が平成30年7月27日、9番が令和5年10月6日でございます。他につきましては、〇〇〇〇が耕作するとのことでございます。

10番の届出につきましては、清間の田5筆でございます。権利取得者は清間にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和6年3月2日。清間の田は、全て〇〇〇〇が耕作するとのことでございます。

11番の届出につきましては、熊坂の田3筆、畑1筆でございます。権利取得者は福井市乾徳にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和6年1月23日、熊坂の田は認定農業者の〇〇〇〇さんが耕作するとのことでございます。

12番の届出につきましては、柿原の田10筆、畑3筆、細呂木の田1筆でございます。権利取得者は柿原にお住まいの〇〇〇〇さん、権利取得日は平成30年2月23日でございます。

13番の届出につきましては、井江葎の田1筆、畑1筆でございます。権利取得者

は井江葎にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は平成23年8月12日でございます。

14番の届出につきましては、坂口の田1筆、畑1筆、蓮ヶ浦の畑1筆、北潟の畑3筆でございます。権利取得者は坂口にお住まいの〇〇〇〇さんで、取得日は昭和60年7月25日でございます。

15番の届出につきましては、井江葎の畑1筆でございます。権利取得者は井江葎にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和6年2月8日でございます。

16番の届出につきましては、玉木の田5筆、畑3筆でございます。権利取得者は玉木にお住まいの〇〇〇〇さん、権利取得日は令和5年10月19日で、玉木の田は〇〇〇〇さんが耕作するとのことでございます。

以上で説明を終わります。

議 長： 本件につきましてご質問はありませんか。

5 番： 8番の権利取得日が平成30年7月、9番が令和5年10月ということで、同一の方が権利取得者になっていますけども、届けの受理は令和6年3月6日と書いてあるんですけど、どうして権利取得日が異なるのに届けが同じ日になったのでしょうか。

9 番： 答えてもいいですか。

議 長： はい。

9 番： これ、僕がちょっと関係した案件でもあるんですけど、要は、もともとの所有者が、例えば、この〇〇〇〇さんのお父さんが持っていて、その方が亡くなったのが平成30年で、その人から相続したというときには、遺産分割協議というのを最近やったとしても、亡くなった日付で取得した、遡ってその人が最初から相続したという形になるんですね。なんで、お父さん所有やったのは平成30年付で取得になるし、例えばお母さんが令和5年に亡くなったという場合、お母さんが所有者だった場合は、お母さんからの相続なんで令和5年10月に相続したということだったと思います。

議 長： 元の権利者が違った。

5 番： 元の所有者が違って、ということでこうなっているということです。

議 長： よろしいですか。ほかにありませんか。

(質問、意見なし)

ないようですので、報告第1号を終わります。

◇ 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について

議 長： 次に、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局： では、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」、ご説明いたします。32ページをご覧ください。

今回、4件の届出がございました。

番号1番につきましては、東山の田3筆で、賃借人は〇〇〇〇でございます。売買のための解約でございます。

番号2番から4番につきましては、山十楽の畑4筆で、賃借人は清王にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。賃借人の都合により解約するものでございます。

以上で説明を終わります。

議 長： 本件についてご質問はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、報告第2号を終わります。

◇ その他(1)

議 長： 次に、その他(1)「4月の農業委員会定例総会の開催予定について」、事務局の説明を求めます。

事 務 局： 4月の定例総会につきまして、4月26日金曜日午後1時半から開催いたしたいと思っております。

議 長： このことにつきまして、ご意見、ご質問はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ご意見がないようですので、事務局説明のとおり、4月の定例総会は4月26日金曜日午後1時30分から開催することにいたします。

◇ その他(2)

議 長： 次に、その他(2)その他について、事務局の説明を求めます。

事務局： 【説明】

議長： ただいまの説明について、ご質問はありませんか。
このことはいいんか。

事務局： すみません。それと、5冊ほど資料があるかと思いますが、こちら、農業会議のほうから、ふだんの農業委員会業務の参考として使ってくださいということで、郵送で送られてきました。またふだんの業務の参考にしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

議長： 事務局からの説明は以上でございます。
せっかくの機会でございます。いろいろなご意見、ご質問ありましたらお願いしたいと思います。

山口推進委員： タブレットのこれは貸与いただけるんですか。農業委員会は、各自に一人一人貸してもらえるのでしょうか。

事務局： タブレットにつきましては、購入している自治体もございますが、あわら市の場合は購入しておりませんので、貸与という対応がちょっとできない状況です。

議長： 将来的にも計画はないんか。

事務局： 既にタブレットを持っている農業委員会のほうにいろいろ聞いてみますと、なかなか使いこなすのは難しいと聞いております。正直、タブレットを紛失したという市町も続発しておりまして、対応に苦慮しているというふうに聞いておりますので、あわら市としましては、もう少しほかの市町の様子も見ながら判断していきたいなというふうに思っております。

議長： ほかにご意見、ご質問ありませんか。

5番： この農業委員会の議事録というのは、ネット上でPDFがオープンされていますよね。それで、私、たまに見るんですけども、特に自分の発言した内容をちょっと見るんですけども、書いてある内容そのものはそんなに変わっていないんですけど、私は一応標準語でしゃべっているつもりなんですけど、議事録には何か福井弁丸出しで、何かそんな形の表現になっているんで、何でかなってちょっと素朴な疑問を抱いたんですけど。議事録は録音か何かしていて、それを呼び起こして書いている

んだと思うんですけど。

事務局： 一応このマイク、赤く点滅しているときには録音されている状態になっていて、話していることが。これを議事録の速記会社みたいなところへ送って、それが返ってきて、こちらでちょっと添削とか、個人情報はちょっと伏せて修正してホームページに掲載しております。

5 番： そしたら、事務局が書いているわけじゃないんですか、議事録は。外注に出しているんですか。

事務局： 外注ですね。外注でテープと資料を送って、こんなふうにできましたよという一応作文みたいなのが返ってきて、議事録の。それについて、こちらで、テープとかでよう分からなかったなみたいなところがあれば修正したり、加筆したり、あと、個人情報は消したりというふうにしています。

5 番： 一応内容はチェックはしているんですね、外注から返ってきて。

事務局： はい、チェックしています。

5 番： ちょっと私も、直近だと、1月のあれ見ると、何か私、言ってもいないような表現に変えてあるんで、ちょっと心外でした。校正というのは、こっちへ戻ってきて、校正はしない。

事務局： 一応校正はしています。ホームページに上げる前に。

5 番： 私の記録も見て、質問されたことはやっぱり、福井弁が入っているんで。

事務局： ただ、福井弁を全部直そうとか思うと結構手間かかるので、そこはちょっと。

5 番： いや、私自体は標準語でしゃべってるつもりなんですけど、議事録が福井弁に変わっているということです。そんなあんまり聞いたことないような

事務局： ちょっとどうしても何か標準語に直そうとか、そこら辺まで手を加え始めると結構手間かかるんで。

5 番： 言ったことを書きゃいいんですよ。言ってないことをわざわざ福井弁で書いてあ

るのがおかしいなという。

事務局： 基本はもう言ったとおりです。この録音に書かれている。

5 番： それでいいんですよ。言ったとおり書いてくれりゃそれでいいんやけど、そうじゃない。

議長： だから、録音テープに入ったのをそのまま印刷物というか、活字にしてくるわけやろ。

事務局： はい。

議長： ということは、しゃべっている元がそうなんやね。

5 番： そうではないと思う。

議長： 分かりました。そういうことですので、ほかによろしいですか。
(質問、意見なし)

◇ 閉 会

議長： ないようですので、本日はこれでとどめたいと思います。どうもありがとうございました。

令和6年3月26日

議 長

委 員

委 員